

# 国民健康保険財政の今後の見通し

## 財政推計

平成29年度決算見込み (平成26年度決算比)

- ・ 保険税収入は減少する (△9.4%) 3億5,200万円の減収
- ・ 被保険者数は減少する (△6.0%) 47,216人 ⇒ 44,400人
- ・ 一人当たりの保険給付費は増加する (+6.4%) 241,383円 ⇒ 256,801円
- ・ 高齢化の進展は今後も続く (後期高齢者支援金: +1.5%、介護納付金: +2.8%)
- ・ 歳出はほぼ同規模で推移する (平成27年度以降)

(単位: 千円)

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
歳入	18,134,133	17,861,383	20,342,888	19,868,000	19,782,000
歳出	17,879,799	17,585,016	20,342,888	20,206,680	20,258,080
差額	254,334	276,367	0	△338,680	△476,080

※平成28年度の診療報酬改定分及び平成29年度の消費税率改定は推計に反映していない。

## 財政推計に基づく税率改定の検討

### 前提条件

- 一人当たりの法定外繰入額を、平成26年度決算と同額とした場合 (37,100円)。

### 改定率

11.8% (一人当たり年額 平均9,050円の増額)

## 検討事項

1. 財政運営の責任主体が都道府県に移行する平成30年度を見据えた改正のあり方について検討を要する。
2. 医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分 の改定について検討を要する。
3. 被保険者数の減少に応じた、一般会計からの繰入金のあるあり方について検討を要する。
4. 本年3月に公布された政令改正に伴う賦課限度額の改定 について検討を要する (基礎分52万円 (+1万円)、後期分17万円 (+1万円)、介護分16万円 (+2万円))。低所得者への軽減拡充は専決処分により措置済み。
5. 今後も実施が想定される低所得者に対する軽減措置の拡充と賦課限度額の改定に係る取扱いについて検討を要する。

## 都道府県化

### ■平成30年度より国保財政運営の責任主体が都道府県に移行

#### 都道府県と市町村の役割分担

- 都道府県は、国保の財政運営の責任主体となり、国保運営について中心的な役割を担う。保険給付に必要な費用は、全額、都道府県が市町村に交付する。また、国保運営方針の策定、市町村ごとの標準的な保険料率水準の算定を行う。
- 市町村はこれまでと同様に、被保険者の取得及び喪失に関する事項、保険料の賦課・徴収、保健事業の実施などを行う。また、新たに保険給付に必要な費用 (国保事業費納付金) を都道府県に支払う。

#### 今後の見通し

- 都道府県が市町村に示す、国保事業費納付金、標準保険料率の仕組み (案) について、来年1月に厚労省より各自治体に提示される見通し。
- 上記により、国保事業費納付金や標準保険料率の試算が可能になる。具体的な協議は、東京都と市町村の協議の場である、「東京都国民健康保険連携会議」で検討され、28年度中に標準保険料率が示される予定。

## 今後の予定

国保運協	日程	議題
第2回	本日	「国民健康保険財政の今後の見通し」
第3回	11月19日 (木)	税率等改定① 諮問・質疑
第4回	12月17日 (木)	税率等改定② 質疑 (答申案の検討)
第5回	12月24日 (木)	税率等改定③ 答申